

令和5年第1回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和5年第1回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和5年3月27日（月曜日）

○議事日程第1号

令和5年3月27日（月曜日）午後2時5分開議

- | | | |
|-----|-----------------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議案第1号 | 令和5年度青森地域広域事務組合一般会計予算 |
| 第4 | 議案第2号 | 令和4年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第3号） |
| 第5 | 議案第3号 | 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第6 | 一般質問 | |
| 第7 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第8 | 議員提出議案第1号 | 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 第10 | 青広監報告第1号 | 定期監査報告について |
| 第11 | 青広監報告第2号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（17名）

1番	田中茂勝	議員	10番	成田精市	議員
2番	亀田弘徳	議員	11番	天内慎也	議員
3番	相馬純子	議員	12番	山本武朝	議員
4番	柿崎孝治	議員	13番	川崎憲二	議員
5番	福井洋一	議員	14番	吉田勉	議員
6番	安藤英博	議員	15番	木下靖	議員
7番	木村淳司	議員	16番	長谷川章悦	議員
8番	澁谷洋子	議員	17番	舘山善也	議員
9番	本間闘士	議員			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	小野寺晃彦君	参	与	太田和泉君 (今別町総務企画課長)
代表副管理者	山崎結子君	参	与	小松生佳君 (蓬田村総務課長)
副管理者	船橋茂久君	庶務課長		千葉大君
副管理者	阿部義治君	予防課長		村田明人君
副管理者	久慈修一君	警防課長		佐々木和人君
監査委員	出町文孝君	通信指令課長		久保田守昭君
事務局長	奥崎文昭君	会計管理者		柿崎哲男君
消防長	佐藤芳之君	副会計管理者		工藤健志君
消防次長	村上靖君	監査委員書記		太田綾子君
総務課長	井上悦子君	監査委員書記		八木澤透君
参	与	松島豊君 (青森市企画部企画調整課長)		
参	与	田中正美君 (平内町企画政策課長)		
参	与	外崎文雄君 (外ヶ浜町総務課参事)		

○事務局出席職員氏名

書記長 横内 信造

書 記 川 浪 昭 仁

書 記 奈 良 賢 司

午後 2 時 5 分開会・開議

○議長（舘山善也君） ただいまから、令和 5 年 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（舘山善也君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、5 番福井洋一議員及び 16 番長谷川章悦議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（舘山善也君） 日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（舘山善也君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 令和 5 年度青森地域広域事務組合一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 令和 4 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 3 号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舘山善也君） 日程第 3 議案第 1 号「令和 5 年度青森地域広域事務組合一般会計予算」から日程第 5 議案第 3 号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 令和 5 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会の開会にあたり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

当事務組合が共同処理する事務のうち、一般廃棄物処理業務については、廃棄物の適正処理及びごみの資源化・減量化等を進めるとともに、介護認定審査会業務につきましては、要介護認定審査の公平公正の確保と業務の効率化に取り組んで参ります。

消防業務につきましては、火災予防に関する一部の届出について、国が運用するオンラインサービスを活用した電子申請システムを導入し、本年 4 月から消防署の受付窓口へ足を運ぶことなく、パソコンやスマートフォンで手続きができるようにするほか、地域の防災訓

練や学校の避難訓練等において、地震の揺れ等を体験することができる防災指導車を更新することとしております。

今後におきましても、東青地域住民の生命、身体、財産を守るため、当事務組合の消防力の充実・強化並びに消防体制の整備に努めて参る所存でありますので、議員各位におかれましては、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について、御説明申し上げます。

初めに、議案第1号令和5年度青森地域広域事務組合一般会計予算についてであります。歳出の主な内容について御説明申し上げます。

まず、総務費については、職員人件費や一般事務費等当事務組合運営に要する経費として、1億5976万2000円を計上するものであります。

民生費については、介護認定審査会の委員報酬や職員人件費等その運営に要する経費として、8249万8000円を計上するものであります。

衛生費については、斎場、し尿処理施設及びごみ処理施設の管理運営に要する経費として、5億8686万8000円を計上するものであります。

消防費については、消防本部、各消防署及び青森市消防団を運営する経費として、48億1245万4000円を計上するものであります。

主な内訳といたしまして、青森消防費については、消防本部に配備されている防災指導車、筒井分署に配備されている水槽付消防ポンプ自動車を更新する経費など、合わせて37億4958万1000円を計上するものであります。

平内消防費については、消防用ホースや救助資機材等の購入に要する経費など、3億3277万1000円を計上するものであります。

外ヶ浜消防費については、同じく、消防用ホースや救助資機材等の購入に要する経費など、2億402万2000円を計上するものであります。

今別消防費については、同じく、消防用ホースや救助資機材等の購入に要する経費など、2億49万6000円を計上するものであります。

青森市から委託されております、青森市消防団運営費については、浜館分団等の小型動力ポンプ付積載車四台を更新する経費のほか、老朽化のため、建替えが行われることとなりました海上工作分団の機械器具置場の建設費、消防用ホース等の購入に要する経費など、3億2558万4000円を計上するものであります。

公債費については、一般廃棄物処理施設等の整備、消防施設整備等に係る長期債の元金及び利子償還金として、2億7043万円を計上するものであります。

これらの結果、令和5年度一般会計の予算規模は、59億4715万6000円となり、令和4年度当初予算との比較では、476万8000円の増となったところであります。

次に、一般会計の歳入の主なものについて御説明申し上げます。

分担金及び負担金として、53億7560万5000円を計上するものであります。このうち消防業務に係る分担金については、青森市が37億9989万9000円、平内町が3億4645万4000円、外ヶ浜町が2億4786万6000円、今別町が1億4665万円、蓬田村が6789万1000円となっており、前年度と比較いたしまして、5254万7000円の減となっております。その

主な理由といたしましては、消防・救急車両の更新に係る財源となる組合債が減少したことなどによるものであります。

一般廃棄物処理業務等に係る負担金については、青森市が4億4977万4000円、平内町が4952万円、外ヶ浜町が1億3393万4000円、今別町が7952万9000円、蓬田村が5408万8000円となっており、前年度と比較いたしまして4119万3000円の増となっております。その主な理由といたしましては、燃料価格高騰に伴うあおひらクリーンセンターの電気料の増等によるものであります。

諸収入については、青森市から委託されております青森市消防団の業務受託収入等として、3億4579万円、組合債については、消防自動車の更新などによる歳出連動に伴い、1億8860万円を計上するものであります。

以上が、令和5年度当初予算の主な内容であります。

次に、議案第2号令和4年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、繰越明許費として、蟹田地区斎場発電機交換工事事業、消防車両整備事業等に係る翌年度への繰越分を設定するものであります。

次に、条例案について御説明申し上げます。

議案第3号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、開示請求に係る手数料など、法律の施行に必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（館山善也君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案のと

おり可決されました。

日程第6 一般質問

○議長（館山善也君） 日程第6「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3番相馬純子議員。

〔議員相馬純子君登壇〕

○3番（相馬純子君） 3番、青森市選出、日本共産党の相馬純子です。通告に従い、質問を行います。

初めに、バイスタンダー心のケア制度について質問します。

救急車が救急現場に到着するまで、およそ8分から9分かかるといわれています。救急車が到着するまでの間に、その場に居合わせた人、いわゆる、バイスタンダーが素早く適切に応急手当を実施することで、倒れた人の命が助かる可能性が大きく上昇するといわれています。しかし、経験や、医学的な知識もなく、自分が行った処置が正しかったかどうか、判断するすべもない、バイスタンダーにおける心的ストレスはかなり大きいことは容易に想像がつきます。平成23年1月、岡山市消防局は、バイスタンダーフォローアップの取り組みを開始しました。本事務組合でも、平成28年度から、制度をスタートさせていますが、あのときの行動が本当に正しかったのか、助けることができなかったのか、などの声が寄せられているそうです。

そこで質問します。事務組合の、バイスタンダー心のケア制度の概要をお示してください。

次に、冬期間の消防水利の維持管理について質問します。

本冬、住民の方から、消火栓付近の除雪が行われていないという声が寄せられました。火災は冬期間に多く発生します。しかも、本地域は豪雪地帯です。迅速な消火活動のためにも、消防水利の除雪は大変重要な業務であると考えます。

そこで質問をします。現在の消防水利の設置数についてお示してください。

以上で、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 相馬議員の2点の御質問に順次お答えします。

初めに、バイスタンダー心のケア制度についてお答えします。

バイスタンダー心のケア制度とは、当消防本部管内で発生した救急現場において、救急自動車が到着するまでの間、その場に居合わせた方、いわゆるバイスタンダーが、傷病者に対して実施いたしました救命処置又は応急手当により、その後の不安や悩みなどの心的ストレス反応を示した場合に、その軽減を図ることを目的として、バイスタンダーが安心して応急手当等を行うことができる環境を整え、救命率の向上に寄与するため、当消防本部が保健所と連携し、平成28年3月1日から実施している制度であります。

この制度を運用するにあたり、当消防本部では、救急現場において消防隊や救急隊がバイスタンダーによる応急手当等を確認した場合に、感謝のメッセージと心的ストレスや不安を

相談できる相談窓口を記載した連絡カードをその場でお渡ししております。

その際、バイスタンダーから御相談があった場合は、一次窓口として、当消防本部警防課救急担当職員が対応することとし、専門家による対応が必要と判断した場合におきましては、二次窓口として、保健所の精神保健福祉士や保健師が相談者の心のケアを行うこととなっております。

なお、一人でも多くの方が安心して応急手当等を行える環境を整えるために、バイスタンダーが応急手当等を実施したことにより、感染症の罹患が疑われた場合の検査費用として、見舞金2万5000円が支給される補償制度を定めております。

続きまして、消防水利の設置数についての御質問にお答えいたします。

火災発生時において、消火活動に使用する消防水利につきましては、水道管に接続され、水を供給するための水道栓である消火栓のほか、一定の水量を確保できる水槽を地下に埋設した防火水槽を主なものとして設置しております。

なお、消火栓につきましては、冬期間の降雪を考慮し、基本的に地上式消火栓を設置することとしており、交通に支障がある場合や設置場所を確保できない場合などは、地下式消火栓を設置しております。

当消防本部管内の消防水利の設置数につきましては、現在、消火栓は3806基、防火水槽は1040基、合計4846基となっております。

なお、消防水利につきましては、構成市町村ごとに、地域の実情に応じて設置し、維持管理することとなっております。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 心のケア制度について、見舞金までといった、かなり手厚いケアをなさっているということがとてもよく分かりました。実数について伺いたいですけれども、令和4年のAEDの実施件数をお知らせください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） バイスタンダーのAEDの実施件数でよろしいでしょうか。いま、AEDの実施件数につきましては、手元に資料がございませんが、手による心肺蘇生の実施件数につきましては、令和4年中においては、バイスタンダーによる胸骨圧迫というのですけれども、心肺蘇生の実施件数は、324件となっております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 心配蘇生、AEDとかそういう講習会でやったことはあるんですけども、実数として324件、想像していたよりは多いという感想を持っています。この324人の方、バイスタンダーとして応急手当をなさったそうですけれども、その方々に、その連絡カードですか、それをお渡しした件数について、何件になりますでしょうか。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 連絡カードの配付数についての再度の御質問にお答えします。

令和4年中に応急手当等を実施したバイスタンダーへ配付した連絡カードは、19枚となっております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 324件についてカードをお渡しできたのは19件ということで、ちょっと少ないかなと思うのですが、その少ない理由についてお答えいただきたいのですが。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 連絡カードの件数についての再度の御質問にお答えいたします。配付枚数が少ない原因につきましては、救急隊が傷病者の容態により、緊急度や重症度が高いと判断し、処置を優先した場合に、バイスタンダーに対して、口頭で伝えていること、そのほか、バイスタンダーが現場から立ち去ってしまった場合や受取りを拒否した場合などが、配付数が少ない主な原因と考えられております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） はい。聞取りの時も、お渡しするのだけでも、「そんなつもりじゃないです」って、お礼のカードだと思って遠慮なさる方がとても多いということを伺ってまいりました。ただ、やはり応急手当をした後に、その場じゃないその後ですね、何か心にかかることがあって、心のケアが必要になるということも考えられますので、なんとか324件という方々に相談の窓口を記載したカードをお渡ししていく工夫を是非お願いしたいと思っています。緊急のことですので、なかなか手渡ししても、時間的にゆとりがないかもしれないかもしれませんが、大変いい制度を設けられていますので、その活用がなされるように、カードの配付率を上げていただければと思っています。

岡山市では、配付率が48%ということで、やはりゆとりのない現場で、カードを渡し切れていないというところに課題として捉えられていて、その配付のしかた、人員の確保とか、そういう工夫をして配付率を上げる取組をされているということですので、なんとか、本事務組合でも、せっかく作ったカードですので、それをバイスタンダーの方に漏れなくお渡しできるような工夫をお願いしたいと思っています。岡山市では、必要に応じて赤十字病院がフォローアップをしているということも伺ってまいりました。

本事務組合では相談件数が比較的少ないみたいなんですけども、精神的に病院とかにフォローアップをお願いするということは想定されてはいないのでしょうか。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） フォローアップについての再度の御質問にお答えします。

先ほども答弁申し上げましたけども、一次窓口としては消防本部警防課の救急担当ということで、二次窓口として保健所の専門家の方の方に窓口として設定しておりますので、いまのところそういった対応を考えております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 手厚いケアを保健所さんと連携をとりながら行っていただきますようお願いいたします。御本人も気づかない、又は、連絡カードが無い故に精神的に病んでいる状

態を放置されている方もあると思いますので、カードの配付とともに手厚いケアが今後なされるようによろしくお願いいたします。

それから、見舞金も2万5000円でしたか、感染症予防のための見舞金も制度として設立されているようですけども、見舞金の請求について、件数はございましたでしょうか。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 見舞金の請求についての再度の御質問にお答えいたします。

見舞金の請求につきましては、1件、こちらの方で実績がございます。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 見舞金の請求要件に、事故発生から30日以内、医療機関での感染検査実施の証明書ということがございます。この見舞金の請求に関しても、望まれる方が見舞金の請求、また支給されるよう、情報提供していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本事務組合では、AEDの講習会、私も学校現場で毎年夏季休業のときに、講習会、学校に来て行っていただいています。従業員の方が普通救命講習しているなど、一定の要件を満たした施設に対して標章を交付する「まちかどハートステーション制度」というのが設けられていると伺っていました。84の事業所が認定されているようです。AEDの講習会も至るところで行われているようで、この普及、なんとかお力を入れていただくことで、人命救命、素早く的確に行われることを望んでおります。

カードの配付、先ほど何回もお話させていただいていますけども、せっかくのいいカードですので、バイスタンダーの方に漏れなく配付できるよう工夫をしていただいて、皆さんの心のケアに努めて、より多くの方の命が救われるような仕組みをこれからも継続していただきますようお願いをして、この項目を終わります。

引き続き、消防水利について質問をいたします。先ほど答弁にありましたように、4846基の消防水利、これを維持管理することは困難なことだと思います。豪雪地帯ですので、消防水利の除雪についてどのような取組を行っているのか、お示してください。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 消防水利の除雪の現状についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部においては、冬期間における消防水利の確保対策といたしまして、降雪前の10月下旬に、国、県及び市の道路管理者に対しまして、道路の除排雪において消火栓や防火水槽への雪の積上げ等を行わないよう文書による協力の依頼をしております。

また、12月上旬には、積雪時において、消防職員や除排雪事業者等が消防水利の位置を容易に確認できるよう、目印となるポールを設置しているものであります。

また、冬期間の消防水利の除雪につきましては、火災時の消防活動に支障をきたさないよう、積雪状況を踏まえ、消防職員がそれぞれの管轄区域内の巡回に併せて実施しているほか、地域の消防団員の方々にも御協力をいただきながら、維持管理に努めているものでございます。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 雪が多い地域ですので、大変御苦労されているかと思えます。様々な取組をされていると思えますけれども、壇上でも申し上げたように、市民の方から消火栓の付近の除雪がされていないという声が寄せられているということは、やはり現状では、すべてに行き届いた除雪が困難なことであると思えます。本地域と同じように、降雪量が多い、福井市や札幌市や、その他の自治体では、市民の方、町内会の方に消火栓付近の除排雪の依頼を、チラシなどを作って呼びかけているそうなんですけれども、本事務組合では、そういう取組はなさっておられるのでしょうか。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 地域住民の除雪協力体制についての再度の御質問にお答えいたします。町内会であるとか住民の皆様の除雪の協力につきましても、作業中の怪我や事故等のおそれが考えられますことから、当消防本部では積極的に御協力を依頼していませんが、一部の皆様方の御厚意により、居住地付近の消火栓の除雪を行っていただいております。心から感謝いたしております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） はい、わかりました。住民の皆さんの安全ということも考えて積極的な呼びかけはしていないという御答弁でした。ただ、他の自治体では、消火栓の半分が露出するように、こういうふうには除雪しましょうと、好意でやってくださった方に不利益がないようなチラシを作って呼びかけをしているというところもあるようですので、冬期間の火災、大変多いですので、皆さんのお力で、なかなか困難な場合は市民の皆さんのお力を借りて、ここに消火栓があるよという、市民の皆さんの、冬期間の消防の体制に支障がないような体制を是非作っていただければいいかなと思えますので、どうぞよろしくお願いします。

あと、除雪以外のところなんですけど、消火栓に気を付けながら市内を回っているんですが、消火栓の文字が大変薄くなって見えないところもところどころありますので、消防水利の維持管理、除排雪もそうですけれども、色が抜けて見えないとか、パトロールしていただいて、市民の皆さんにここに消火栓があるという周知がされるようにこれからも検討して、またパトロールして維持管理に努めていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（舘山善也君） 次に、11番天内慎也議員。

〔議員天内慎也君登壇〕

○11番（天内慎也君） 11番、青森市選出、日本共産党の天内慎也です。通告に従い一般質問を行います。

一つ目は、ドクターヘリと消防本部の連携についてです。ドクターヘリの運行については、医師等が速やかに救急現場に出動して、救急医療を提供することにより、医療開始までの時間を短縮し、更なる救命率の向上や、後遺障害の軽減を図ることを目的に、平成21年3月から、八戸市民病院を基地病院に運行が開始され、平成24年10月から、青森県立中

央病院も加わり、二機体制で運航が行われました。ドクターヘリが運航するにあたり、地域の離着陸ポイントに着陸することが必要で、安全な離着陸を確保し、傷病者の迅速な救命を図るためには、消防本部との連携が重要になると思います。

質問は、ドクターヘリが現場に出動する際、消防本部との連携はどのように行われているのかお答えください。

質問の二つ目は、救急隊と消防隊の勤務環境についてです。救急隊と消防隊が住民からの通報を受けて出動し、火災や災害などの現場の状況によっては、長時間に渡り拘束されることもあります。また、ここ3年間は、新型コロナウイルス感染症拡大により、医療機関のベッドの不足や、クラスターの発生で、救急隊が現場に到着してから搬送まで長時間を要する場合もありました。公務員としての職務とはいえ、大変御苦勞されてきたと思います。

質問の①、過去3年間の事務組合管内の救急出動件数と、それらの件数のうち、覚知から医療機関引継ぎまでの活動時間が4時間以上の出動件数とその内容をお示しください。質問の②、過去3年の事務組合管内の火災件数と、それらの件数のうち、覚知から鎮火までの活動時間が4時間以上の火災種別ごとの件数をお示しください。

御清聴ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 天内議員からの消防行政についての3点の御質問に順次お答えいたします。

初めに、ドクターヘリと消防本部との連携についての御質問にお答えいたします。ドクターヘリにつきましては、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」に基づき、消防機関からの要請を受けまして、医師等が速やかに救急現場に出動し、救急医療を提供することにより、治療開始までの時間を短縮し、更なる救命率の向上や後遺障害の軽減を図ることを目的に、青森県が運航事業を実施しております。現在、ドクターヘリにつきましては、2機体制で運航が行われており、青森県立中央病院及び青森市民病院が基地病院となっているところです。

ドクターヘリとの活動時の連携につきましては、当消防本部が定める地上での支援活動マニュアルに基づき、消防隊は、ドクターヘリの離着陸ポイントである、ランデブーポイントへの安全な離着陸を確保するために、砂等の飛散防止措置としての散水作業及び車両や住民の不用意な接近による事故防止のための警戒活動を実施しており、救急隊におきましては、救急現場からドクターヘリ収容まで又は救急自動車傷病者を搬送する場合の医師への活動協力を行っております。

また、ドクターヘリとの連携強化につきましては、安全で確実な地上支援の体制を構築するため、合同訓練を実施しているほか、青森県ドクターヘリ事例検討会へ参加するなど、より効果的な運用を目指すとともに、地域住民の救命率向上に努めているところであります。

次に、過去3年の救急出動の件数についての御質問にお答えいたします。

過去3年の当消防本部における救急出動件数につきましては、令和2年は1万748件、令和3年は1万1751件、令和4年は1万3298件となっています。

これらのうち、覚知から傷病者を医療機関へ収容するまでの活動時間が4時間以上を要した件数については、令和2年は2件、令和3年は1件、令和4年は1件の合計4件となっております。これらの事案の活動概要については、山岳事故や水難事故等の傷病者の救出や現場滞在に時間を要したものであります。

続きまして、過去3年の火災件数についての御質問にお答えいたします。過去3年の当消防本部における火災件数については、令和2年は102件、令和3年は99件、令和4年は101件となっております。これらのうち、覚知から鎮火までの活動時間が4時間以上を要した件数につきましては、令和2年は建物火災6件、林野火災2件、その他の火災1件の合計9件となっており、令和3年は建物火災のみで7件、令和4年は建物火災8件、林野火災3件の合計11件となっております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） それでは、ドクターヘリと消防本部との連携について再質問してまいります。

どのように連携しているかといえば、飛散物防止の散水とか、医師を救急現場まで搬送したりだとかしていると。あとは、日ごろ、スムーズに動けるよう訓練もしているということ等々、と思います。そこで再度お聞きしますが、令和元年から令和3年において、消防本部がドクターヘリを要請した件数とランデブーポイントの選定方法をお示してください。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） ドクターヘリの要請件数及びランデブーポイントの選定方法についての再度の前に、先ほど、ドクターヘリの御質問の中で、青森市民病院と申し上げましたが、正しくは、八戸市立市民病院ですので、謹んでお詫び申し上げます。

それでは、ドクターヘリの要請件数及びランデブーポイントの選定方法についての再度の御質問にお答えいたします。

ドクターヘリの要請につきましては、青森県が策定しました青森県ドクターヘリ運航要領において、要請基準として、一つに、生命の危機が切迫しているか、その可能性が疑われるとき、二つに、救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき、三つに、重症患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき、四つに、重症熱傷、多発外傷、指肢切断等で搬送時間の短縮を特に図る必要があるとき、と定められており、傷病者の重症度が、この要件のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを要請することができるものであります。当消防本部がドクターヘリを要請した件数につきましては、令和元年は185件、令和2年は185件、令和3年は247件となっております。

また、ランデブーポイントの選定につきましては、青森県が定めるランデブーポイントの中から、ドクターヘリ通信センターと消防機関との協議により選定し、管理者又は所有者から使用許可が得られた場所が決定されることとなっております。

なお、令和5年3月27日現在におきまして、当消防本部管内のランデブーポイントは、青森市に97か所、そのうち浪岡地区に13か所、平内町に24か所、外ヶ浜町に14か所、今別町に8か所、蓬田村に7か所の合計150か所が指定されております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 11 番 天内議員。

○11 番（天内慎也君） ドクターヘリが到着するところの要件としては、管理者や所有者がいるかどうかということだと思います。それで、答弁にもありましたが、ドクターヘリのランデブーポイントの一覧を見ると、比較的多いのが高校や中学校や小学校、いわゆる公共施設が圧倒的になっていると思います。

いま、青森県内もそうですけど、全国的に学校の統廃合が進んでいますが、廃校になる前には当然ドクターヘリが着陸をしていました。ランデブーポイントになっているので。けれども、廃校となったら降りられなくなった。そこにはやっぱり廃校になってからその後の再利用、利活用と、新たな管理者が送られるのかといった個別のケースも出てくると思います。

しかし、これまでヘリコプターが降りていたその周辺に住んでいる住民にとっては、突然急病になった場合、救命率の向上、とても不安になると思うものと思います。

そこで再度お聞きします。ランデブーポイントとして、小学校の校庭を利用している地域があるが、廃校となった場合は、継続して利用することはできないのか示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 廃校となった小学校の対応についての再度の御質問にお答えいたします。

ランデブーポイントとして定められた小学校が廃校となった場合におきましても、ドクターヘリの運航時に当該管理者又は所有者からの使用許可を得ることができる場合は、ランデブーポイントとして利用できるほか、緊急時やむを得ない場合には、ドクターヘリの機長の判断により、離着陸できるものと、青森県から聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 11 番 天内議員。

○11 番（天内慎也君） 廃校になってからも管理者がいる場合は、当然使用許可が下りれば降りられると。あとはヘリコプターの機長の判断だということが答弁で分かりました。

私が住んでいる浪岡地区では、昨年、作業現場で倒れた方がいて、一番近いのが、いま私が問題視している廃校になった小学校なんですけれども、いま、常時管理する人がいないなどの理由で、その小学校に当然ヘリコプターが来ないので、少し離れた老人施設の敷地からヘリコプターが離陸したとのこと。当然ながら、地域住民としては今まであった着陸ポイントがなくなると、当然不安になります。ただ、いまの消防長の答弁では、機長の判断で降りられるかもしれないと、その余地があるということも分かりましたので、少し安心したところです。それと、以前、市議会の質問でもこの問題を聞いたことがあるのですが、当然空を飛んでくるということで、気象条件に左右されるということがヘリコプターだと思います。ちなみに、これは昔の数字なんですけれども、浪岡に降りようとしたときに、平成 24 年は 6 回のうち 3 回は降りられなかった、平成 25 年は 19 回のうち 5 回が駄目だった、平成 26 年は 14 回のうち 6 回が駄目だったということで、非常に浪岡地区はヘリコプターが降りられないという、それ相応の風がいつも吹いているかもしれませんけども、とても心

配になるところです。学校統廃合は全国的に進められている問題ですけれども、当然、救命率を向上するためにヘリコプターが飛んでいますけれども、このような関連した統廃合の問題にからめると、やっぱり救命率の低下にならないのかということを実際に考えていくべきでないかということを描いてドクターヘリについて終わります。

次に、救急隊と消防隊の勤務環境についてです。答弁を聞いていますが、救急車よりは、火災現場に行ったときの方が、4時間以上かかっているというふうに、私は認識をしたところです。

そこで質問をします。各種出動について、活動時間が4時間以上となった場合、トイレや水分補給などをどのように行っているのでしょうか。お答えください。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 活動時間が4時間以上となった場合のトイレや水分補給についての再度の御質問にお答えいたします。

災害活動時における隊員のトイレの対応につきましては、活動が長時間に及んだ場合や、長時間となることが予想される場合に、災害活動に支障をきたさないよう、適切に隊員の交代を行い、付近の公共施設等のトイレを借用するなどの対応をとっております。

また、水分補給につきましては、あらかじめ各消防署の指揮隊車にミネラルウォーターやスポーツドリンクを積載しており、活動時におきまして、適時、水分補給や休憩を行い、隊員の脱水症や熱中症の予防対策を講じております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） トイレは公共施設を使っている、水分補給は車にミネラルウォーターを積んでいるということだと思えますけれども、私も質問の聞き取りのときに、トイレと水分補給は本当に大丈夫なのかと聴いたら、火災とかだとそれどころでない、火を消すことだけで集中しているから全然気にならないんだという、ちょっと予想外の展開があったわけですが、全国的にも色々こう調べていますが、私としては、火災や災害現場での活動中に、黒い煤だとか、あと、靴に泥がついたりだとか、そうするとトイレもなかなか借りづらいんじゃないかなって、そういうふうに思います。もう一つは、真夏の暑い時期、トイレを考えて最小限の水分しか摂取していない、ということがあるのではないかなというふうに心配をしているところであります。

青森市と街づくりの様子も違いますし、予算規模も違うんですけども、今回調べたのは、東京消防庁では、2021年に約5000万円でトイレカーというものを購入して、現場にかけつけられるようにしています。

質問します。東京消防庁では隊員がトイレを我慢しないようにトイレカーを導入していますが、当事務組合でもトイレカーの導入を検討していいのではないのでしょうか。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） トイレカーの導入についての再度の御質問にお答えいたします。

トイレカーとはトイレ機能に特化した車両であり、東京消防庁において、災害時の長時間活動における後方支援態勢の強化を目的に、令和3年度より運用していると聞き及んでお

ります。

なお、当消防本部における、災害活動時の隊員のトイレ対応につきましては、付近の公共施設のトイレを借用するほか、周囲に施設がない場所での活動や、大規模災害時におきましては、ポータブルトイレの搬送、又は、トイレ機能を有する消防車両であります支援車を出動させることとしており、これまでの活動におきましても支障をきたしていないことから、トイレカーを導入する考えはございません。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） 考えはないということですが、確かに東京消防庁もまだ始めたばかりの新しいやり方だと思うんですけども、資料を見ると、東京消防庁だと確か4トン車くらいの大きさだと思いました。それで5000万円ということで高価だと思います。この先ですけれども、もっと小さい、例えば2トン車とか、軽自動車のような大きさのものとか出てくるのではないかなというふうに私は思いますので、そうなったときに検討してもらえればなということで、あとはいずれにしても、救急隊と消防隊の勤務が長時間になってもトイレや水分補給などの現場活動でのちゃんとした保障確保ができるようにということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（館山善也君） 次に、4番柿崎孝治議員。

〔議員柿崎孝治君登壇〕

○4番（柿崎孝治君） 4番、青森市選出、自民クラブの柿崎孝治です。

質問します。毎年、晩秋から立春にかけて大きな火災が発生し、テレビ新聞で報道されます。地元紙においては、毎日火災記事の掲載があります。

火災の発生状況についてお尋ねします。令和4年中の青森地域広域事務組合管内の建物火災の件数と、その主な原因及び死傷者の年齢層についてお示してください。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

〔消防長佐藤芳之君登壇〕

○消防長（佐藤芳之君） 柿崎議員からの火災の発生状況についての御質問にお答えいたします。

令和4年中の当消防本部管内における建物火災の件数につきましては、64件となっております。過去10年の統計では、最も多い発生件数となっております。その主な出火原因といたしましては、ストーブによるものが13件、電気配線等によるものが12件、たばこによるものが8件、こんろによるものが6件、放火又は放火の疑いによるものが5件となっております。

また、その死傷者は、24名となっております。過去10年の統計では、最も多かった令和2年の34名と比較すると、10名少ないものの、半数となる12名が65歳以上の高齢者となっております。

以上でございます。

○議長（館山善也君） 4番柿崎議員。

○4番（柿崎孝治君） 質問です。真冬日や寒さが続くと、寒さ対策として補助暖房、すなわち、反射ストーブや電気ストーブを使用し、室内の洗濯物の落下などが原因と報道されています。管内の火災原因がワースト1、ストーブによるものが13件ですが、消防本部ではストーブの取扱いに関して、火災予防対策をどのように地域住民に周知しているのかお示しください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） ストーブの取扱いに関する周知につきましての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部における火災予防対策につきましては、主なものといたしまして、あおもり消防広報紙を作成し、管内の全町会を通じて地域住民の皆様には周知を図っているところであり、ストーブの取扱いに関する火災予防対策につきましては、令和4年12月号の広報紙において、特に注意喚起を図ったところでもあります。

また、その他の取組といたしまして、当消防本部ホームページ及び各市町村の広報紙への掲載、消防車両の巡回による防災広報の実施や各メディアを活用した広報のほか、春と秋に実施しております火災予防運動を通じまして、高齢者の方をはじめとした地域住民の皆様に対し、広く周知を図っているところでもあります。

今後におきましても、ストーブの取扱いを起因とする火災も含め、あらゆる火災発生の未然防止と被害の軽減に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 4番柿崎議員。

○4番（柿崎孝治君） 令和4年中、青森地域、いわゆる旧青森市で発生した建物火災において、最先着した消防隊が出動から現場到着まで要した平均時間をお示しください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。佐藤消防長。

○消防長（佐藤芳之君） 出動から現場到着まで要する平均時間についての再度の御質問にお答えいたします。

令和4年中の青森地区、いわゆる旧青森市で発生しました建物火災におきまして、最も早く現場に到着した消防隊が出動から現場到着まで要した平均時間につきましては、約5.1分、秒に換算しますと、5分8秒となっております。

以上でございます。

○議長（舘山善也君） 4番柿崎議員。

○4番（柿崎孝治君） 御答弁ありがとうございます。消防隊、消防士の仕事は、常に、非常にハードで、危険と背中合わせの仕事だと思います。通報を受ければ、食事中、仮眠中であろうと、すぐ現場に急行し、命を懸けて人命救助、消火活動にあたります。今後も厳しい訓練を行っていくと思いますが、市民のため、地域のため、頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

○議長（舘山善也君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（館山善也君） 日程第7「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第95条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

○議長（館山善也君） お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第8 議員提出議案第1号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（館山善也君） 日程第8議員提出議案第1号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

○議長（館山善也君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

○議長（館山善也君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第1号 専決処分の報告について

日程第10 青広監報告第1号 定期監査報告について

日程第11 青広監報告第2号 例月出納検査報告について

○議長（館山善也君） 日程第9報告第1号「専決処分の報告について」から、日程第11青広監報告第2号「例月出納検査報告について」までの計3件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（館山善也君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（館山善也君） これにて、令和5年第1回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時4分閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 舘 山 善 也

議員 福 井 洋 一

議員 長谷川 章 悦